

これからの大学教育の方向性について

——中央学院大学を中心として——

古谷正勝
権名市郎

- 〈目次〉
1. はじめに
 2. 日本の大学改革の状況について
 - (1) 東洋大学の事例について
 - (2) 国立大学にみられる教養部改革について
 3. 中央学院大学商学部改革の今後の課題について
 - (1) カリキュラム改革と授業上の課題について
 - (2) 留学生問題について
 - (3) 自己評価・自己点検問題について
 4. 中央学院大学「大学学」考察
 - (1) 中央学院大学「大学学」序論
 - (2) 中央学院大学の構造論
 - (3) 中央学院大学の建学の精神と教育理念
 - (4) 中央学院大学のこれからの建学の精神
 - (5) 中央学院大学の基本業務の問題認識
 - (6) 中央学院大学の構成要素の問題認識
 - (7) 中央学院大学の判断基準の問題認識
 - (8) 中央学院大学の未来への挑戦
 5. これからの大学教育の方向性——結びに代えて
 - (1) 不適応化した大学制度
 - (2) これからの大学教育の基本問題

1. はじめに

本報告は、平成8年11月に刊行が予定されている『中央学院大学創立30周年記念論文集』に執筆した「中央学院大学商学部改革と日本の大学改革の動向について」で、その折りに枚数の都合もあり一部割愛を余儀なくされたため、それに加筆した続編である。

前回の報告では、1. 我が国の大学改革の背景について、2. 中央学院大学商学部の改革について、3. 日本の大学改革の動向について、の3章構成で、1章では、今回迅速に進行している日本の大学改革が、「大学設置基準の大綱化」が直接の契機であるが、それにも増して大学を取り巻く環境が大きく変化していることが背景にあることを指摘した。

また2章では、中央学院大学商学部改革の胎動から、カリキュラム改革の軌跡と内容、また商学部改革の全体像について報告した。3章では、日本の大学改革の動向について、中央大学商学部と東京大学教養部改革の事例を取り上げ、両大学の改革の理念や教育目標、カリキュラム改革とその内容等について述べ、また中央学院大学商学部改革との比較も行なった。

本報告では、2. 日本の大学改革の状況について、では東洋大学の「建学の理念・精神」を重視して改革に取り組まれている事例と、京都大学教養部改革の教養部廃止と総合人間学部新設やカリキュラムの内容等について取り上げた。

3. 中央学院大学商学部改革の今後の課題について、では商学部改革で残された諸問題に対して、今後とも鋭意に短期的に取り組まなければならない問題や、中・長期を見通した課題等を整理・報告する。

4. 中央学院大学「大学学」考察、では新しい時代の建学の精神を歴史的変遷から導き、現在の中央学院大学の問題点を探り、21世紀への未来の青写真を論じている。

5. これからの大学教育の方向性、では不適応化した大学の実情を論考し、

新しい時代の大学教育のあるべき姿を論じている。

中央学院大学商学部改革に携わり、またこの2回にわたる報告の執筆を通して、多くの大学改革の事例を散見することができた。そのようななかで、日本経済社会の構造変化、情報化社会の高度化や地球環境問題等を含めて時代は大きく変わろうとしている。また学生の質的变化や、18歳人口減少という非常に困難な状況のなかで、大学の専門性・実学性・教授法等について方向転換を図りながら確立し、次の世代を担う若者をどう育成していくか、大学に課せられている使命の大きさをあらためて認識させられている。

(古谷正勝)

2. 日本の大学改革の状況について

(1) 東洋大学の事例⁽¹⁾について

1. 東洋大学の改革の理念について

東洋大学は、1887(明治20)年に新潟県三島郡越路町出身の井上円了によって、「哲学館」として創立され、文学部を中心に発展をしてきた。

同大学は、1952(昭和27)年に文系の大学院を設置し、これは私立大学としては最も古い歴史をもっており、また学部も文学部に次いで経済学部・法学部・社会学部・工学部・経営学部が開設され、キャンパスも「哲学館」が、1897(明治30)年に白山キャンパスに移転して以来、川越・朝霞キャンパスと増設している。

同大学の今回の改革の方向については、建学の理念・精神と深く結びついているところに特徴があるといえる。

同大学の基本的精神である「諸学の基礎は哲学⁽²⁾にあり」とする、哲学がかなりの重みをもっており、この哲学を基軸に、その中身をできるだけ新しく、かつ広いものに変えていくなかで、同大学の一つのアイデンティティとして哲学教育を広く行ない「建学の理念の強調と社会的ニーズへの対応⁽³⁾」を

目指している。

また同大学が、1987（昭和 62）年に創立 100 周年を迎えた折りには、

1. 社会開放型大学の転換
2. 国際交流の舞台造りと活動
3. 21 世紀を支える人間性の創造
4. 地域社会と共に生きる大学
5. 情報化キャンパスの構築⁽⁴⁾

を指標としている。

またこれからの人材育成は、従来と異なる観点が必要であり、単なる就職の手段という意味での資格取得や、教養の習得は大学というチャンネルを通さなくても、いまや他の教育機関で十分できるとし、真理を探究する学問は決していわゆる冬の時代ではないとする。

その意味で、既存のカリキュラムで行なう大学は、冬の状況になっていかにざるを得ないが、新しいニーズに応じたカリキュラムを組む大学は冬の時代ではなく、同大学の精神である「自分に帰れ」「原点に帰れ」⁽⁵⁾を貫徹する限り「大学は冬の時代ではない」⁽⁶⁾としている。

2. 東洋大学の改革について

(1)東洋大学の「白山 5 学部」改革について

同大学6学部の内、川越キャンパスの工学部は、専門課程に工学部だけの教養課程のある完全タテワリ型の教育が行なわれている。

これに対して、他の 5 学部は、1, 2 年次は教養課程を中心に朝霞キャンパスで、3, 4 年次は専門課程を中心に白山キャンパスでというように、またこのなかで専門教育は各学部独自に行なわれるが、教養教育は 5 学部一体となって横断的にヨコワリ型の教育が行なわれていた。

この「白山 5 学部」には、独自の教育組織は存在しておらず、文学部のなかの教養課程という教員組織によって 5 学部の教養教育が運営されていることなどの理由から、今回の改革では「白山 5 学部」改革が中心に推進

されることになった。

今回の改革は、直接的には 1991 年の「大学設置基準」の改正に対応するためと、同年 9 月に新学長に代わったことも重なって、かなり早急に改革が展開されたとされる。

(2)東洋大学のカリキュラム改革について——教養課程改革を中心に

同大学の教育課程再編成の基本的骨子としては、1. 東洋大学の教育目標を実現するために、本学の個性を生かしながら、社会的ニーズに対応した特色ある教育課程を編成し、2. 教養教育と専門教育との一体化を図ることに、学部・学科の教育目標を実現することの 2 点があげられている。

そのためのカリキュラム再編成として、全体を従来的一般教養をベースとする①「共通総合分野」と、また従来の専門教育をベースとする「専攻教育分野」の二つに分けられた。②「共通総合分野」は 5 分野に分類され、

A) 哲学教育分野では、同大学の建学の理念・精神と結びついた広義の哲学教育科目で、人間探究の知的営みの育成等が教授目的とされる。

B) 共通教育分野は、従来的人文・社会・自然科学科目をいろいろの組み換えや総合化によって、全学部共通科目の教育科目として、特定の専攻に隔てることなく広く学問の知識・方法を授け、総合的・自主的判断を養うことを目的としている。

C) 異文化理解教育分野は、a. 異文化理解関連科目と b. 言語教育科目に分かれ、語学を手段とした、諸外国の文化理解のための基本的知識等の習得や、異文化コミュニケーションのための実践的 foreign language 能力の養成が図られている。

D) スポーツ・健康教育分野は、体育科目でスポーツ・健康維持の実技科目と位置づけられている。

E) 情報教育科目は、情報教育というものを一つの言語のリテラシーの新しいあり方とし、全学共通のものと位置づけ、情報機器操作・活用に関わる実習科目としている。

またカリキュラム再編成上の検討事項として、カリキュラムの複線化および副専攻制の導入やセメスター制度の導入があげられている。

(2) 国立大学にみられる教養部改革について

1. 国立大学にみられる教養部改革⁽⁷⁾について

今回の大学設置基準の大綱化や各大学で改革が促進されていることに、戦後の学制改革で多くの問題点が残され現在にいたったこともその要因の一つにあげられている。

特に一般教育と専門教育に分けられたことによって、一般教育を行なうため教養部が設置され大学教育の前半を分担するようになったが、一般教育科目が三教科主義の硬直した状態であったり、学生にとって専門課程への単に単位を取って通過する場所になってしまい、いわゆる「教養砂漠」⁽⁸⁾等の問題が生じた。

次の原資料(図表 2-1, 2-2)は、国立大学協会が調査し、1995年に報告されたものであるが、ほとんどの国立大学の教養部が改革の方向であることが分かる。

具体的改革の方向として、総合大学の場合は、①教養部をそのまま残す、②一部学部が従来通り実施する(大学設置基準の大綱化以前に教養部でなく学部化した大学)、③教養部を廃止して新学部を創る、④教養部を廃止して教官をいくつかの学部配属させる。また単科大学の場合は、①と④の類型が多いとされる。

図表 2-1 国立大学における
教養部改革の実施
状況

実施済み	70
平成7年度実施予定	18
検討中	20

図表 2-2 大学改革に伴う必要単
位数の変動

	増加	不変	減少
一般教育	3	4	69
専門教育	29	25	15
総単位数	0	18	46

(注 1) 図表 2-1, 2-2 とも井村裕夫『前掲書』p. 40, p.42 より作成した。

(注 2) 数字は大学数である。

また教養部改革に伴うカリキュラム改変の一般的傾向としては、大部分の大学で一般教育の改革とともに4年一貫教育制がとられ、一般教育と専門教育とがくさび型に混じり合うカリキュラムが作られている。

図表 2-2 は、国立大学の改革のなかで、一般教育科目と専門教育科目との単位数の変動に関する調査結果であるが、一般教育科目を減らす大学が多く、専門教育科目を増やした大学が29大学にもほつている。

しかしこれは、一般教育科目の専門教育科目への振り替えや、各大学がそれぞれの大学にあった方法を模索していることで、一般教育の軽視ではないとされる。

2. 京都大学教養部の改革について⁽⁹⁾

(1) 京都大学教養部改革の理念について

京都大学は、1897（明治30）年6月に勅令によって設置され、現在10学部、教官約1200人、学生約1万1000人を擁する我が国有数の大学の一つである。

京都大学教養部は、戦後の学生改革で制度化されたが、今回の改革で、1992（平成4）年9月に教養部廃止が決定され、1993（平成5）4月には、新しい4年制の「総合人間学部」として学生を受け入れた。

京都大学教養部では、新制大学改革以来40年間にわたって、教養部と教養課程にかかわる検討が続けられ、今回の改革で集大成されたものである。これは「制度の改革というよりは、京都大学の将来像の真剣な考察から生まれた、内発的な学術総合への意欲の具体的な方策⁽¹⁰⁾」であり、「これまで経過した年月は、…本学における真摯なる討議の歴史⁽¹¹⁾」と位置づけられている。

京都大学教養部改革の具体的内容としては、(1)教養課程と専門課程の区分の廃止、(2)4年一貫教育、(3)副専攻制の導入、(4)一般教育のカリキュラムを調整・企画する全学委員会の設置、(5)一般教育科目の改革として、a. 副専攻の一般教育科目の読み替え、b. 専門科目の一部の一般教育科目への読み替えがあった。

そして教養部に代わって「総合人間学部」の新設が決定された。

この「総合人間学部」の新設の目的とするところは、科学技術の進歩と近代社会の総合的な反省をふまえ、「各専門分野に限定された個別的研究・教育に終わるのではなく、それらを総合して現実を全体的に捉え、…自然環境の全体を統一的に把握⁽¹²⁾」し、「それとの相互作用のうちにある人間存在の全体像を的確に認識することによって、自然と人間との新たな全体的調和を可能にする文明の条件を探究する⁽¹³⁾」ことがあげられている。

(2)京都大学総合人間学部のカリキュラムの内容と FD について

この総合人間学部は、欧米のリベラルアーツ・カレッジに近いとされ、「人間学科」・「基礎科学科」・「自然環境学科」・「国際文化学科」の4学科で構成されている。

「人間学科」は、自然と人間の総合的把握のために人間存在の総合的研究を行ない、人間基礎論講座等の2講座のなかに人間存在論等の5分野がある。「基礎科学科」は、現代を特徴づける科学・技術の基礎的枠組みとなる数理的自然学や情報科学の基盤をその歴史と原理の両面から総合的に探究して、人類文化に新たな展開をもたらす知的基盤を提示することを目指し、数理基礎論講座等の3講座のなかに数理構造論等の8分野がある。「自然環境学科」は、自然環境の総合的研究を行ない、物理環境論講座等の3講座のなかに物質構造論等の6分野がある。「国際文化学科」は、現代世界の特性である国際化とくに、文化の多様性、共通性、国際性を認識し、文化の普遍的次元と地域的多様性に教育・研究を行ない、文化構造論講座等の5講座のなかに文化原論等の11分野がある。

またこれらの科目は、1. 総合人間学部だけの科目、2. 総合人間学部のための科目であるが、全学に公開するもの、3. 一般教育のための科目と三つのカテゴリー分類されている。

次の図表 2-3 は、1994年に京都大学教育学部の研究グループが全学を対象としてアンケート調査を行ない報告された結果である。

図表 2-3 京都大学における教官の教育に対する意識調査結果 (%)

	大いにある	ある程度ある	どちらとも いえない	あまりない	全くない
教育に個人的関心がある	43.6	52.5	1.6	1.9	0
研究より教育が大切である	16.0	30.6	22.2	10.1	0.8
研究は教育に役立っているか	47.1	46.7	1.9	3.5	0.8
教授法は長年の間に自然に身につくか	23.0	37.2	5.8	13.2	0
教授法の訓練は必要か	16.3	47.1	8.9	21.8	4.3

(注)この表は井村裕夫『前掲書』p. 46 より作成した。

教官の 96 パーセントが教育に関心があるとし、研究と教育のどちらかという質問には、3 分の 2 は研究をとっているが、11 パーセントの教官は教育が大切と答えている。

また大多数の人は、教授法は自然に身につくとしているが、過半数以上の人は教授法のトレーニングが必要と回答している。

京都大学ではこのようなこともあって、全学共同利用の「高等教育教授システム開発センター」が発足し、ファカルティー・デベロップメントを専門とする研究機関は、我が国最初のものでその活動が期待されている。

〔注〕

(1) この東洋大学の改革の事例については次のものを参考とした。

1. 藤原書店編集部『大学改革とは何か—大学人からの報告と提言』[3 東洋大学—不完全ヨコワリ単一型]、藤原書店、p. 69-83.
2. 室伏哲郎編『シリーズ大学は挑戦する—東洋大学』[第 1 章 古くて新しい大学] および [第 2 章 教育理念としての哲学]、栄光教育文化研究所、p. 11-45.
3. 東洋大学井上円了記念学術センター編『これからの東洋大学 (座談会)』(抜刷)、学校法人東洋大学。

(2) 室伏哲郎編『前掲書』、p. 11.

(3) 東洋大学井上円了記念学術センター編『前掲書』、p. 27.

(4) 室伏哲郎編『前掲書』、p. 44.

(5) 東洋大学井上円了記念学術センター編『前掲書』、p. 27.

- (6) 東洋大学井上円了記念学術センター編『前掲書』, p. 27.
- (7) この国立大学の教養部の改革については, 井村裕夫「大学改革と学部教育」, 青木宗也編『大学改革と大学評価』(財)大学基準協会, 所収, p. 38-42.
- (8) 山本利治「学部教育の改革—京都大学総合人間学部の場合—」『IDE』(1992年7月号), p. 41.
- (9) この京都大学教養部改革については次のものを参考にした。
 - 1. 山本利治『前掲書』, p. 41-45.
 - 2. 井村裕夫『前掲書』, p. 41-47.
- (10) 山本利治『前掲書』, p. 42.
- (11) 山本利治『前掲書』, p. 42.
- (12) 山本利治『前掲書』, p. 42.
- (13) 山本利治『前掲書』, p. 42.

(古谷正勝)

3. 中央学院大学商学部改革の今後の課題について

(1) カリキュラム改革と授業上の課題について

1. カリキュラム改革上の今後の課題について

カリキュラム改革上の問題については, 今年度に商学部長より諮問があり, 短期的課題として, 各コースの履修モデル表の最終確定が求められ, 各コースより提出された。

また中・長期的課題として, 将来に向けての理想的なカリキュラム試案が併せて求められ, 経営コースを除く, 商学総合・国際ビジネス・会計・経済・情報コースより提出された。

(1)商学総合コースでは, 今回の改革で, 唯一の新設コースでもあることから, コースの特色と性格を今後とも検討し, コースの1期生が卒業するまでは, 現在のカリキュラムで進み, この間に幅広く検討することが確認されている。

(2)国際ビジネスコースでは、まず時代にあった科目名称が提起され、「貿易論」を「国際貿易論」、「貿易政策」を「国際資源・環境論」等に変更することや、将来に向けての新設科目としては、「国際財務論」・「国際経営労務論」・「国際ビジネス・ネゴシエーション論」や、また隔年予定で実施するビジネス研修として、半期授業後1ヵ月間海外研修を行なう「国際ビジネス研修」が提言されている。

(3)会計コースでは、科目自体をリストラするものはないとし、国際化・情報化に対応するために、ビジネスゲーム等を取り入れた「意思決定会計論」や「国際会計論」・「会計倫理学」また特殊会計としての「簿記原理Ⅲ」が要望されている。

(4)経済コースでは、商学部の経済コースとして、世界を舞台に活躍する商業人を育成するためには、経済のグローバル化が進む現代社会により広い視野と専門知識を必要とするため、「経済数学」・「経済統計」・「日本経済論」・「アジア経済論」・「景気変動論」・「環境経済論」等の新設科目が要望されている。

(5)情報コースでは、コンピュータ言語が時代の要請を受けて変化してくるので、人工言語の単語を除いて「Cプログラミング論」を「プログラミング論」、「COBOLプログラミング論Ⅰ」を「プログラミング論BI」等に変更し、またこれからも加速度的に進むとみられるマルチメディア社会やネットワーク社会に対応するために、情報倫理などを取り入れた「情報環境論」の新設科目が要望されている。

2. 単位互換問題について

この単位互換問題は、例えば新しい授業科目を開設しなくても、学生にとっては多様な科目の履修機会を得ることになり、また他大学等と単位互換が可能になると、開かれた大学づくりにも繋がってくる内容を含んでいるので取り組みを促進する必要がある。

商学部改革では、法学部・資格試験・放送大学との関連で単位互換が挙げ

られた。

法学部との関係では現在、法学部科目の3科目くらいについて商学部の学生が自由に履修できるよう調整が図られて前進しつつある。また資格試験との単位互換については、簿記検定や英検等の試験合格者に単位互換しようとするものであるが、この問題について学長より新たな取り組みへの要請もあり、コース会議や分科会の検討を経て、来年度には実現可能と思われる。放送大学との関連では、他大学での事例について調査等を行なっているところであるが、いくつかの問題についてクリアしなければならぬところがあるので今後の課題として残されている。

なおこの単位互換問題について、新たに学長より千葉県の大学間において単位互換を図るように諮問があり、京都で行なわれている「京都・大学センター方式」等について調査をし検討を行なっているところであるが、これも今後の検討課題として残されている。

3. シラバスの工夫問題について

シラバスを作成する授業上の効果として、学生が事前に授業内容を把握することはもとより、計画的・体系的な科目の選択により、履修の範囲が広がり、また教員にとっても授業内容等に工夫が図られることなどが挙げらる。

シラバスは95年度より作成されたが、来年度からは新たに留学生のために、授業科目に英文タイトルを付けるようにした。また初年度のシラバスは分厚く、学生の携帯に不便との意見もありコンパクト化を図った。

なおシラバスには、基本的な内容として「各授業科目のねらい」・「授業の概要」・「1回ごとの授業内容」・「成績の評価方法」・「テキスト・参考書」等が含まれていると思われるが、科目によってはまだ記入内容にバラツキがあるので、英文タイトルとともに、その充実に向けてまだ課題が残されており、講義要覧の段階を越えていかねばならない。

また将来は他大学で既に実施しているように、データベース化を図り、学生が学生会館や図書館で検索できるようにすることも考えられる。

4. セメスター制問題について

セメスター制については、94年度より「商学部入門講座」等の一部の科目で実施したが、学生の授業評価では大変な好評を得ている。

このセメスター制問題についても、学長より原則的に全科目に半期で終了するセメスター制導入と、授業時間を短縮する問題についての諮問があり、現在検討しているところである。

セメスター制は、欧米では一般化している1学年複数学期制の授業形態であるが、実際にこの制度で授業を行なってみると、長期の夏休み等に影響されることなく授業が集中的にできるので、なによりも学習効果は上がると思われる。

また、この制度の利点としては、国際化による留学生の9月入学等にも対応ができるし、場合によっては日本人学生の9月入学などの全く新しい入学制度にも取り組みが可能となる。さらに最近の就職問題でも、従来の4月一括就職の原則的なものも崩れてきて、企業も中途採用を多く取り入れているので、現在の学期制に拘束されなくてもいいような社会の変化の問題もある。

なお科目によっては通年制がよいという場合もあるので、マルチ方式的なものを採用しながら、学生にメリットがあり、また質のよいサービスを提供できる場合には、既存概念にとらわれることなくどんどん改善していくべきである。

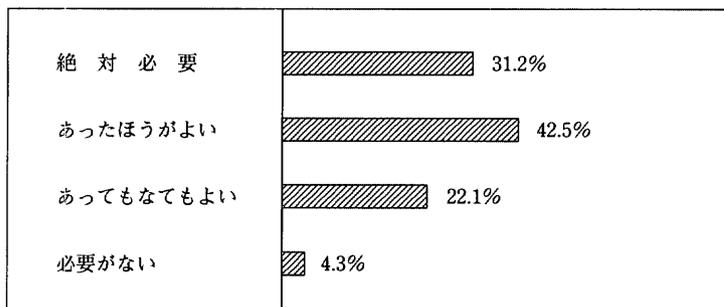
5. 学生による授業評価とファカルティ・デベロップメント問題について

a. 学生による授業評価について

学生による授業評価については、図表3-1のように多くの学生が要望していることでもある。

この授業評価に関して文部省の調査によると、92年度で実施した大学が38大学であったが、94年度になると138大学で行なわれるようになり、全国大学の2割に達し、今後も一層実施に向けて増加していくものと思われる。

図表 3-1 本学学生の「授業評価制度」について



(注) 古谷正勝・椎名市郎・西荒井学「現代学生意識考——本学学生最新意識調査の分析と検討」(中央学院大学総合科学研究所『紀要』第8巻第2号, 1991年3月), p. 98より引用.

基本的な考え方として、他大学が行なっているから実施するというのではなく、大学においては学問研究とともに最も根幹的な授業の質を高めるためにも、授業評価を受け、教員自らの授業内容を検証して、次に向けフィードバックできるシステムを確立する必要があると思われる。

この問題については、一部の教員有志が前より積極的に取り組んでおり、最近ではその評価結果を私的に公表する教員も出て、雰囲気は随分と違ってきている。

自己評価・自己点検の問題とも多いにかかわりのある問題なのであるから、教員のコンセンサスを得ながらトータルの実施に向けて取り組む必要がある。

なお本学学生の「授業評価制度」についての要望は、図表3-1の通り3分の2の学生がこれを求めている。

b. ファカルティ・デベロップメント問題について

いわゆるFDの問題については、今年度に商学部の教職関係の藤田晃之氏がワシントン大学教授開発研究センターに派遣され、その報告会が開催された。

その報告書〔藤田晃之「アメリカにおける Faculty Development の動向が

示唆するもの」(『自己評価・自己点検セミナー資料』, 1995年11月)のなかには、「授業とは“授業内容”を教えることではなく、“学生に教える”ものであることを常に念頭に置き、学生が存在しなくては、授業は成り立たない。学生の理解度を無視した授業は成立しないし、学生の興味を喚起しない授業は授業と呼ぶに値しない。学生にとって興味深くわかりやすい授業をすることは、学生に媚びているのではない。それは授業が授業として成り立つための基礎条件」であり、「大学教員は研究者の側面において生涯学習者である。……しかし、一方で、授業者としても生涯学習者であるという事実には十分な関心が向けられていない。常に授業者としての進展をめざすことは教員陣の義務」であると、また「中・小規模の大学のほうが教授法の改革への関心を高める基礎的条件が整っている」と提言している。

なおこの問題について、文部省では、平成5年度現在で教員の研究会が開催されている大学は全体の約1割強に過ぎないと報告している。しかし最近では、教員相互の授業参観や、教員の態度や教材等について教員間で意見交換がされたり、大学教育研究センター等の組織を設置して、FDを積極的に推進する傾向にある。

学生を活性化させるということは、まず授業をより活性化していくことであると思われるので、組織的な取り組みの前に教員有志による研究会等の開催も、商学部における一つの方法と考えられる。

6. 企業経営者トップセミナー(仮称)講座の開講問題について

この企業経営者トップセミナー(仮称)講座についても、今年度に商学部長より諮問を受けて検討されたものである。

その目的とするところは、商学部学生として、専門性や国際性また情報科学にも強い問題解決能力をもった個性ある学生を育成する一環として、その能力を兼ね備えている実践的企業経営者を定期的に招聘し、学生に現実的な講義を提供する一方で、授業の活性化も図ろうとするものである。

この問題については、単位認定法や運営方法等をめぐって次年度への検討

課題として残されたが、その際に大企業の経営者に限らず、大学周辺の起業家や特色ある中小経営者もメンバーに加えることや、また試験的に同一時間帯に設置されている演習の時間に何回か開催することも一つの方法であることが提言された。

7. オフィス・アワーの設置問題について

このオフィス・アワーの設置問題については前々から課題になっていたものである。

今年度に、「2001年の中央学院大学一本学を日本一の大学にする」というテーマで学報懸賞論文が募集されたが、その応募作品の一つの中に、これは商学部2年生が執筆したものであるが、研究棟の教員研究室を「長い廊下に重々しい扉がならび、……ましてその中に入るなどは、ライオンのいる檻に入るが如き心境に似ている。……研究棟は、……もっと学生の出入りのはげしいくらいの研究棟のほうが研究棟らしいのではないかと提言している。教員にしてみれば、学生が訪ねてきていろいろ質問を受けることは嬉しいことと思っただけに、この文章には大変なショックを覚え、多に反省させられたものである。

商学部改革によって新演習が設けられ、「新演習Ⅲ」は論文指導となっており、実質的には個人指導となると思われるので、オフィス・アワーは是非とも必要である。また既に「商学部報」の商学部教員の自己紹介で、教員の授業科目の他、出校日等も紹介されているのでその素地は充分にある。

8. セッション科目の充実問題について

このセッション科目の充実問題における基本的な考え方としては、単なる集中講義ということではなく、普段の授業時間帯以外に、年3回ある長期休暇を利用してセッション科目を置くことにより、学生に幅広く多様な履修機会を提供しようとするものである。

また、現在ある多人数の授業科目に、教員スタッフの配置等を考慮して、

このセッション科目を設置したとすると、履修人数がそれだけ分散されることにもなるので、少人数教育化にも繋がることになる。

さらに生涯学習や科目等履修生にも多くの機会を与え、また大学間の単位互換制度が実施された場合には他大学の学生も多いに利用ができ、開かれた大学づくりにも応えることになる。

これまで唯一体育実技がこのセッション科目に早くから取り組み、これに対しては学生の履修希望が多く、人数制限に抽選を行なうほど好評を得ている。

しかし来年度からは、「ボランティア講座」等にも取り入れられ、また「商学部入門講座」の再履修科目にも予定されていて徐々に増えつつある。

また昨年度から学期が変わり、8～9月が夏季休暇となったのであるから、この長い休みをいろいろと利用できる体制も揃ったといえる。

(2) 留学生問題について

留学生に対するカリキュラム問題としては、商学部改革で卒業所要単位数が132単位から126単位と少なくなり、また人文・自然系列科目(旧一般教育科目)の所要単位数も36単位から24単位にこれも減少した関係上、留学生の必修科目である「日本語科目」・「日本事情科目」(以下「留学生科目」という)と、人文・自然系列科目との振り替え問題から、留学生が日本人学生より卒業所要単位数が8単位多くなるという問題が生じた。

この問題についても学長より諮問があり、現在「留学生科目」を「人文・自然系列科目」に12単位振り替えているのを、20単位振り替えることでこの問題を解決した。

しかしこの問題の検討過程では、留学生が「日本語科目」を受験でクリアして入学していることなどを考慮に入れると、「日本語科目」の全科目を必修化する必要がないことや、また「人文・自然系列科目」との履修関係等の問題から、次年度への検討課題として残された。

また留学生問題に関連して、今年度の留学生入試では、受験者数が今まで

になく大幅に減少したが、これは日本経済の不況問題や、諸外国に比較して物価高等のさまざまな外部要因も考えられる。

しかし商学部の教育理念と目的の一つにある「国際化」を推進していくためにも、留学生受け入れについて、商学部独自のユニークな受け入れ体制づくりに取り組む必要がある。

(3) 自己評価・自己点検問題について

この自己評価・自己点検については、昨年11月に、全学教務委員会の主催で前述にもある「自己評価・自己点検セミナー」が、特に両学部教員を対象に開催され、大学基準協会の「大学評価」に関する説明会の報告が行われた。

またその直後に、「自己点検・評価特別委員会」が設置され、各学部から2名ずつ、事務局から2名の計6名の特別委員が選出され、本学が本格的に実施する「自己評価・点検」の準備等について検討が行なわれた。

同委員会は、この3月下旬に学長宛てに「自己点検・評価特別委員会に関する規程(案)」、「自己点検・評価項目の主要項目の大枠についての検討(案)」や、また今後の早期取り組みについての具体案を含んだ答申書を提出した。

この自己評価・点検については、私立大学においても407大学中約7割の大学がその学内規程の整備を完了し、その内19%の大学が既に実施結果を公表している。また大学基準協会の維持会員大学も、91年の設置基準改正以来、前年の90年の132大学から、96年には188大学(全国大学中約33%)と急速に増加している。

このような状況をみると、本学の取り組みはやや遅きの感がある。

各大学は、設置基準改正後5年経過して、改革は一応終了し、これからは自己評価を伴った改革にと流れが移りつつあるようである。

いずれにしても、自己評価・自己点検を実施することは、大変な作業とエネルギーを必要とし、一層の準備と覚悟のほかに、大学自体が教員・職員・

学生等や、また学部・研究所・図書館等の複合的な組織で構成されている以上、全体のコンセンサスを得るようして本格的実施に向けて取り組まなければならない。

(古谷正勝)

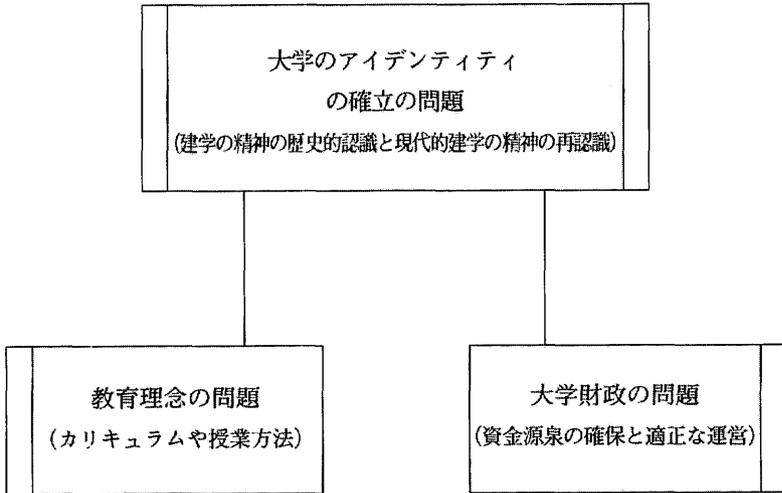
4. 中央学院大学「大学学」考察

(1) 中央学院大学「大学学」序論

大学を研究する学問分野は、最近、特に重要視され、その研究業績も出版物も多い。その研究の多くは、次の三形態に分かれると思われる。まず、第一は、いわゆる古典的な研究分野である。中世大学の歴史発展研究等から近代の大学論を論証する、戦後の伝統的な大学論である。第二は、現代の普遍的な大学論である。この多くは、欧米、特に、アメリカの一部の先進的な大学のモデルを一つの理念型として捉え、日本の問題点を浮き彫りにする形態である。第三は、ケース・スタディ研究である。発展している大学や新しい試みに挑戦している特定の大学の事例研究である。

この章での問題提起は、このような従来の大学研究ではカバーできない、個々の大学の個別的な学問的研究の必要性である。そもそも各々の大学には、企業構造に例えれば、いわゆる大企業、中小企業、零細企業の規模の相違がある。また、社会科学系列や人文・自然科学系列、理工系列等の学問領域の相違もある。しかも、それぞれの大学にはそれぞれの設立時の事情やその後歩んできた歴史もある。加えて、大学の財産といえる人的資源、特に教員や学生の資質は千差万別である。私は、この章でそのような普遍的大学論やアメリカ追随型大学論、エリート大学論を参考としながらも、自分の勤務する大学の大学論を「中央学院大学『大学学』」と称し、以降論じていきたいと思う。その根底に流れる精神は、大学改革を支えるのは、正に個々の大学の教職員、特に個々の教員の意識改革にあり、教育現場の責任は大方、

図表 4-1 大学の機能的問題



各々の大学の教員にある，という視点である。

さて，一般論における大学論に必ずといってよいほど認識されていて，中央学院大学には認識が不十分のものに，図表 4-1 の三つの大学を支える論点がある。即ち，「中央学院大学とは何か」というアイデンティティの問題，そこから派生する「教育の問題」，そして小規模大学の「財政基盤」の問題である。もちろん，研究の問題も教育と連動するので重要ではあるが，中央学院大学の場合，将来は別として，少なくとも過去も現在も大学の研究成果の財源で大学を賄い，かつ運営できる状況にはない。あくまでも教育を主体にした大学であることは，設立以来，現在まで一貫して流れる自明の理である。もちろん，ここでの研究とは，個々の教員の研究レベルを問題にしているのではない。大学全体としての研究では収入が賄えないし，それほどの充実した研究環境もないということである。中央学院大学がおかれている状況は，個々の教員の研究を大切にしながらも，教育を主体にした大学であるという，基本的認識がまず重要である。

以上の関係を示したのが，図表 4-1 である。

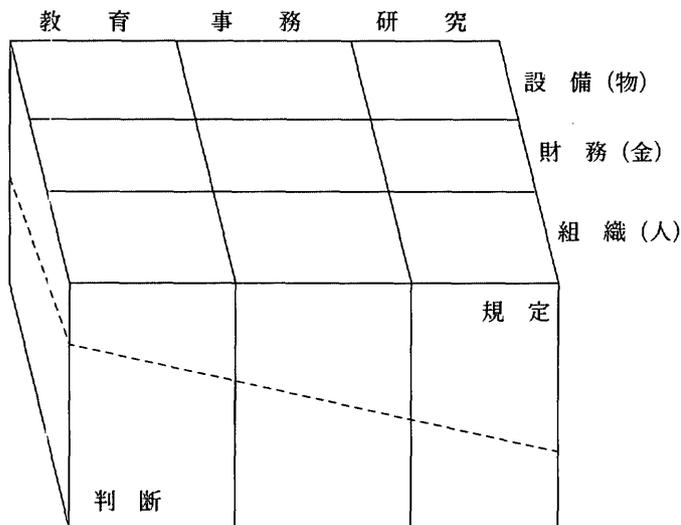
これらの三つの大学を支える柱は、大学の機能的側面に着目した点に特徴がある。大学がどのような社会的機能を有して、学生や父兄、そして社会に臨もうとしているかを問うている。その中心理念は、中央学院大学でなくてはならない、という独自の存在意義の検討にある。中央学院大学を選び、入学してくる学生がいるかぎり、需要者（消費者）側からは大学に対するニーズはあるが、大学側にこれが本当にあるのか、という問題提起なのである。これを「建学の精神」と称すれば、正に大学独自の精神的存立基盤は、大学のアイデンティティの認識である。次いで、そのアイデンティティから派生する教育理念の問題がある。この教育理念とそこから導かれるカリキュラムや授業形態の確立は、中央学院大学でしか教育できないものの体系でなければならない。後述するように、中央学院大学の特徴は、建学の精神と教育理念が混在、または混同されている点にある。そして最後に重要な要素は、これらを実現するための財政の裏付けである。大学冬の時代とは、主に、この財政の次元の問題として捉えているケースが多い。もちろん、大学に経営的発想を取り入れることは危険である、という見解もある。しかし、私立大学は、この経営基盤を抜きにして語ることはできない。むしろ、大学財政の問題は、全てに優先されて検討されなければならない最大課題である。経営抜きにして、私立大学、ましては中央学院大学を語ることはできない。実は、中央学院大学では、この重要な三点を今まで全学、または法人あげて議論されたことがないという認識と、その結果、全体のコンセンサスに欠けて発展してきている事実が中央学院大学「大学学」の出発点となる。

以上が、中央学院大学「大学学」の機能論の認識である。

(2) 中央学院大学の構造論

以上の機能論を論じる場合、その実態がどうなっているかの構造面の認識がまず重要となる。中央学院大学の構造は次のように理解することができる。すなわち、大学の構造は3つの側面で整理することができる。「大学の構造的認識」(図表4-2)を参照されたい。⁽¹⁾ まず、横の列に大学の行為の流れ

図表 4-2 大学の構造的認識



がある。大学には、研究行為と教育行為とそれらを支える事務行為がある（研究・教育・事務）。また、その行為には縦の列として、行為を支える基本要素の流れがある。即ち、物や設備、資金、そして人材である（物・金・人）。この物・金・人が研究・教育・事務を支援する構造となっている。さらに、これらを支配する立体的な判断基準の流れが大学で最も重要である。この判断基準には、諸規程と判断がある（規定と判断）。諸規程は集団の約束事であり、遵守されるものであるが、簡潔にして明瞭な文言からなる「規程集」のみでは大学は運営できない。規定はあくまでも約束事であり、大学の現実の姿をすべて投影しているものではないからである。そこには政治的妥協もあれば、事件、事故を教訓に緊急避難的に作成されたものもあろう。国家からの押しつけもあろう。この意味で、規定は大学の組織人の行動を拘束するものではあるが、それがあということと（存在）、適正かつ的確に運営しているかという（当為）こととは別の次元の問題である。つまり、規定さえ整っていれば、大学が問題なく運営できると思うこと自体が、幻想なの

である。この意味で、規定は人間を拘束する一つの幻想として理解した方が本質にあう。つまり、一つの規定の選択と適用には、常に人間の適正な判断が要求されるし、かつ時代が激変すればするほど、静的な安定性を有する規定の適応に限界が見え隠れするのである。定型的（日常的）な意思決定の業務は比較的人間の判断が介入する問題が少ないとしても、——中央学院大学では意外とこの次元でも多い——大学の根幹にかかわる非定型的意思決定の場合、規定の主旨を理解し、または規定を乗り越えた判断を行なう必要が出てくる。学長や学部長、理事会等の要職はむしろこのような例外管理の判断のためにあるといっても過言ではない。

トップのこの「判断」には、次の三つの次元がある。まず、「こうである」という事実の認識基準が最初のレベルである。次に、「こうしたい」という個々人の価値判断が発生する。そして、最終的に「かくすべき」という当為判断が形成される。この当為判断が規定の選択と適用の適正な判断を生み、規範理論を形成する重要なレベルとなる。⁽²⁾ すなわち、もし単に「こうしたい」という第二の個人価値判断のレベルで大学が運営されてしまうと、そこには個人的人間の欲望が表面に出て、組織と個人の混同が行なわれる可能性が強まる。当為判断は、認識判断と価値判断から導かれるもので、現状を認識し、将来を見据えた、公正な判断のレベルを意味することを忘れてはならない。

いずれにしても、大学はこのように研究・教育・事務の行為と物・金・人の要素、判断と規定の三つの立体的構造から成立していることの認識が重要である。特に、最後の判断基準が重要であるが、大学全体を論ずる場合、常にこのような構造の鳥瞰図的な視点を保持する必要があると思われる。従来大学の大学論の場合、研究の面とか、教育の面とか、あまりにも特定の領域に終始するものが多い。全体的な視野の欠如の中での大学論は危険である。なぜなら、大学の構造は全体的な動きを抜きにして論じた場合、偏ったものの見方しかできないからである。以上の関係を図表 4-2 に示しておく。

以上が、中央学院大学「大学学」の構造的展開である。

(3) 中央学院大学の建学の精神と教育理念

中央学院大学で創成期から教育を受け、かつ現在も教育者として身を置く一人として、中央学院大学には、表面上、いくつもの建学の精神があることは、長年、感じてきたことである。もちろん、実はこの表現は適切ではない。中央学院大学では、建学の精神と教育の理念が混在しないしは混同されているからである。むしろ、中央学院大学には、教育の理念の変遷はあるが、建学の精神は設置時のスタートの段階で認識されなかったと指摘したほうが適切かもしれない。そもそも、建学の精神とは、その大学が他の大学では満足できないが故の新大学設立動機であり、かつ、その動機は許認可権を有する文部省やその背後にある社会の同意が得られなければならない。いわば、個々の大学を流れる血液であり、社会的には血液型のようなものである。現存する資料等で中央学院大学の建学の精神を明確にうたっているのは、次の四つであろう。

まず、第一は、昭和 41 年 4 月 1 日付、文部省に届出した「大学設置要項」の冒頭にある、建学趣意の「産学共同」による研究・教育である。この主旨は現在でも「中央学院大学学則」第 1 条（目的）に「本学は教育基本法（昭和 22 年，法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年，法律第 26 号）に則り、国家的・社会的要請に応じ、産学共同の立場に立って広く知識を授け人格の陶冶に努めると共に、深く専門の諸学科を教授研究し、併せて有為の人材を養成することを目的とする」と明記されている。

産業界と大学が提携して、人的・資金的協力をするこの「産学共同」の発想自体は、当時の大学の世界では非難されたり、否定的な雰囲気があった。両者の連携に警告を鳴らす当時の社会風潮のなかで、その発想自体はユニークではあったが、その内容自体は全く未知数にして具体性のないものであった。具体性がないということは、当時の教育カリキュラムや研究体制、事務機構、財政的収入源泉、いずれをみても「産学共同」の証が見えないということである。⁽⁴⁾ いな、現在の中央学院大学の大学機構のなかでさえ、どこを見

設 置 要 項

事 項	記 入 欄					備考
設 置 者	学校法人 中央教育財団 設立発起人代表 湯村栄一					
目 的 又 は 事 由	本学は教育基本法及び学校教育法に則り、国家的・社会的要請に応じ、産学共同の立場に立って広く知識を授け人格の陶冶に努めると共に、深く専門の諸学科を教授研究し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。					
名 称	中央学院大学					
位 置	千葉県東葛飾郡我孫子町久寺家 451 番地					
学部・学科等の名称 ならびに修業年限・ 学士号等および学生 定員	学部・学科の名称	修業年限	学士号等	入学定員	収容定員	
	商学部 商学科	4 年	商学士	200 人	800 人	

(昭和 41 年 4 月 1 日)

でもこの「産学共同」の証を発見することは難しい。この点の認識が中央学院大学「大学学」の最初のポイントとなる。その原点ともいえる昭和 41 年 4 月 1 日付、文部省への提出文書「設置要項」⁽⁵⁾を参照されたい。

これに対し、第二の建学の精神は、設立時の際、学生や父兄に配付されたパンフレットや説明会でのものであった。すなわち、「マスプロ教育に対する少数精鋭教育」である。そしてそれを具現化した授業が 1 年次からのプロゼミナール教育であった。当時、第 3 期生として入学した私は、大学からのパンフレットや実際の説明会等で機会あるごとに、この「マスプロ教育に対する少数精鋭教育」と耳慣れない「プロゼミ教育」を見聞した。当時は学生運動の絶頂期であり、我々が入学した年度は東大をはじめ、都内にある多くの大学の入学試験ができなかった特殊な年度であり、このスローガンは時代に対する新鮮な響きがあったと記憶している⁽⁶⁾。また、1 号館入口に 20 年に渡り飾られていた「宿命に生まれ・運命に挑み・使命に燃ゆ」の額の文字が建学の精神と思っていた学生も非常に多く、教員ですら、授業中それを建学の精神と称していた人がいたほどである。このことは、当時初代学長の湯

村栄一先生も全学生との対話集会でも、この「宿命に生まれ・運命に挑み・使命に燃ゆ」を青年の生き方とし、熱心に説かれていたことを思い出す。

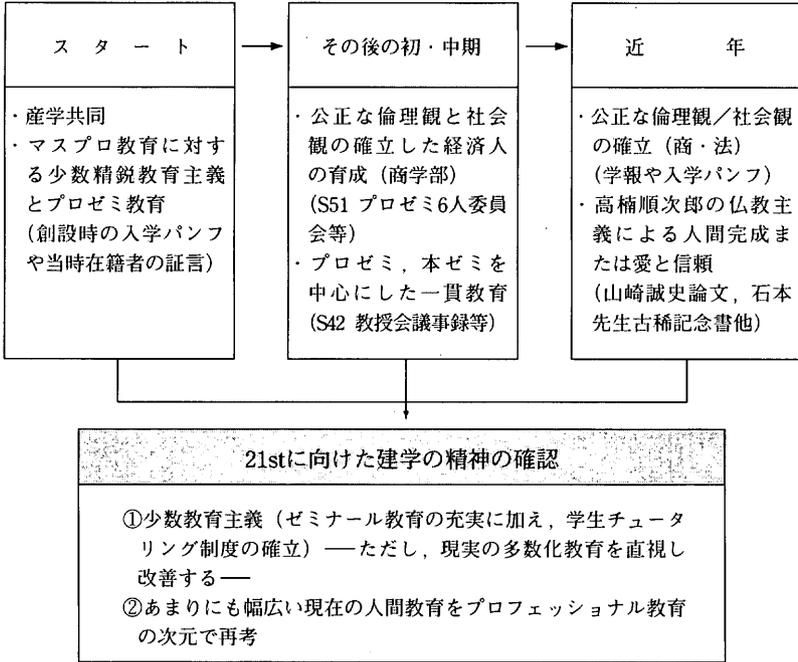
さて、これら設立時の第二の教育現場での建学の精神が、果たして本来の建学の精神といえるか否かも疑問である。あくまでもそれは教育理念や人生訓であり、建学の精神の一部分は構成するかもしれないが、建学の精神ではない。つまり、教育理念や人生訓と建学の精神の混在ないしは混同である。そもそも、理念としての建学の精神とは、大学の独自性、従って、存在意義を端的にうたい、その精神が大学の機構（研究・教育・事務の行為と物・金・人の要素、判断と規定という当為判断の三つの立体的機構）の隅々にまで生かされていなければならない。教育理念や人生訓はこの建学の精神から導かれる一部分でしかない。例えば、ある大学では、反国家（権力）主義が基底にあり、その反骨精神で大学が形成されたり、ある大学では特定の宗教思想を土台に大学づくりがなされたりしている。また、ある大学では女性の開放や特質、美しさを求めた大学づくりがなされている。大学の隅々まで血液のように流れる建学の精神とその具現化された一部分の教育理念とは、概念上は区別されるべきものである。

第三の建学の精神は、第2代、4代、6代学長の石本三郎先生時代に哲学・倫理学者の石本氏の下で、新たなる建学の精神「公正な倫理観と社会観の確立した経済人の育成」が提唱された⁽⁷⁾。そして、この建学の精神は、法学部設立により「公正な倫理観と社会観の確立した経済人の育成」の「経済人」が削除され、「公正な倫理観と社会観の確立」となる。中央学院大学の建学の精神といえ、この第三のものが現時点では一般的であるが、設立時には、この建学の精神は存在していなかったか、存在していても在校生には全く紹介されていなかったのである。

現在、公式な文書（学報、学生要覧、等）での建学の精神は下記の文言である。

「教育理念——中央学院大学の教育は公平な社会観と倫理観の涵養をめざし徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人の育

図表 4-3 建学の精神または教育理念の変遷史とこれからの建学の精神



成を目的とする⁽⁸⁾

この第三期の特徴は、教育の理念イコール建学の理念とされ、両者の混在現象が見られることである。この混在、混同現象が中央学院大学「大学学」⁽⁹⁾の大きな特徴である。

第四の建学の精神は、本学母体、「中央商業」の創始者の一人、高楠順次郎の仏教主義による人間完成または「愛と信頼」である。私の知る範囲で、この高楠順次郎と本学母体「中央商業」との結びつきに着目し、その理論を研究されたのは、本学商学部元兼任講師の山崎誠史先生⁽¹⁰⁾である。そしてその後、この「愛と信頼」は、石本三郎元学長の古希記念論集のタイトルとなり、その序文において、中央学院大学の建学の精神は「愛と信頼」と明示されている。⁽¹¹⁾山崎誠史先生による貴重な高楠順次郎学説の研究の展開は他に

もあるが¹²⁾、これら一連の高楠順次郎学説の文献を拝読しても、この学説と本学の建学の精神を直接結びつけるものはないように思える。つまり、本学母体の設立者の一人であった高楠順次郎博士の哲学はこのようなものであったという理論展開はあるが、その高楠理論が当時の「中央商業」の建学の精神とどのように結びつき、どう発展して、現在の中央学院大学の建学の精神となっているかは、全く説明されていない。本学出身者の一人として、高楠順次郎学説を研究することは学問的にも意義深いものを感じるが、突然、「愛と信頼」が本学の建学の精神であったという主張も唐突の感じがする。困惑するのは私一人かもしれないが、建学の精神が突然出てくること自体、本学の建学の精神の特質を端的に示している。

以上、今までの本学の建学の精神または教育の理念の変遷を表にすると、図表 4-3 のようになる。中央学院大学には、建学の精神が多く存在しているのか、あるいは、時代と共に変わってきたのであろうか？ 次節で結論を論じることとする。

(4) 中央学院大学のこれからの建学の精神

それでは、過去の議論を踏まえ、中央学院大学のこれからの建学の精神はどのように考えればよいのであろうか。まず、中央学院大学設立時の建学の精神「産学共同」は、当初の証券大学構想の挫折とともに消えうせたことは、歴史的資料から明白である。そこで、当時の学生運動の反省、特にマスプロ教育のアンチテーゼとして少数精鋭教育がうたわれ、かつ、その少数精鋭教育を土台に石本三郎元学長のリーダーシップの下で人間教育重視の「公正な倫理観と社会観の確立」が形成され、現在に至っている。しかし、これは、教育理念であり、建学の精神の全てを含むものではない。

21st に向けての建学の精神は、過去の歴史を継承しかつ、発展したものでなければならない。まず、本学設立時の産学共同思想に再度、着目しなければならない。実は、産学共同思想の根幹にあるものは、実学をめざして発展してきた母体「中央商業」の実践的教育であろう。アメリカ流に言えば、

プラグマティズム (实用主義) である。¹³⁾ 商学にしても法学にしても、極めて実践性が要求されるプラクティカルな側面を有している。この実践的な教育を通して、プロを育成する高度プロフェッショナル人材育成と研究こそ、開学時の建学の精神にあい通じるものである。次いで、その教育理念として、一貫したゼミナール教育を基軸にした少数教育の実践がある。このゼミナール教育を基軸にした少数教育の実践こそ、中央学院大学が創設以来、実践してきた唯一の財産であり、それは立派な教育理念として今後も堅持する価値を有する。

過去の経緯からすれば、新しい中央学院大学の建学の精神は高度プロフェッショナル人材育成とそれを実現する研究、そしてそこから導かれる教育の理念は少数精鋭教育であるといえる。ここに、過去の歴史を踏襲し、かつ、21st に向けての新しい建学の精神の再認識がある。

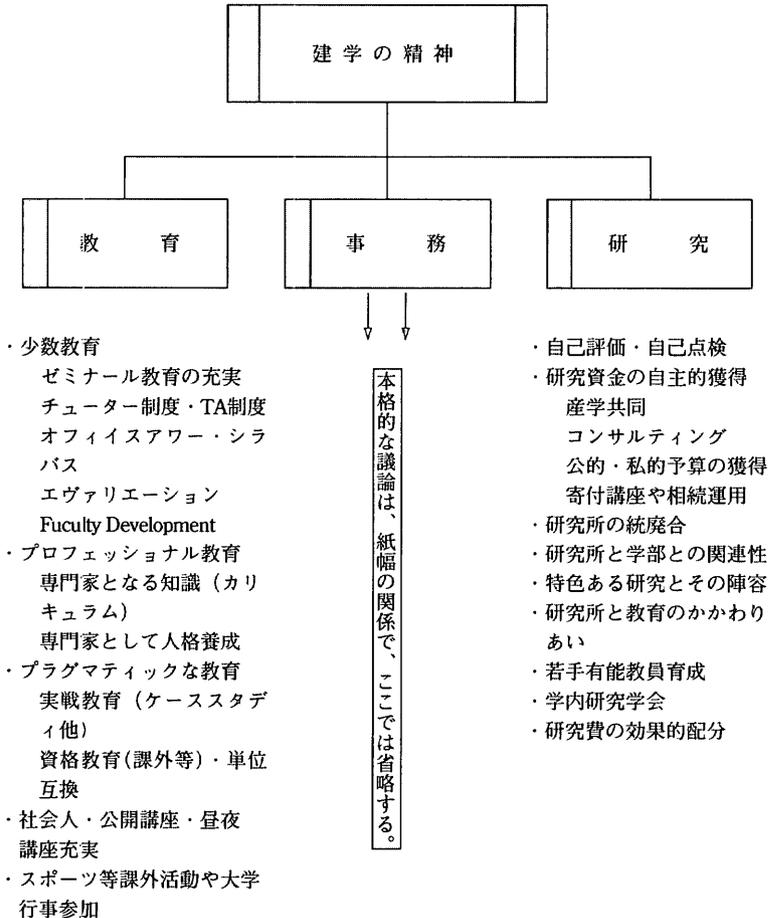
なお、高度プロフェッショナル人材育成の「プロフェッション」の研究に関しては、私のライフ・ワークの研究分野であるが、詳細な内容は既に別のところで発表している¹⁴⁾のでそれを参照されたい。また、少数教育の具現化であるプロゼミナール教育等、本学の特筆すべき教育内容も既に私が参画して既刊しているものを参照されたい。¹⁵⁾

(5) 中央学院大学の基本業務の問題認識

中央学院大学の建学の精神を再認識したあと、この建学の精神から導かれる教育と研究に関するいくつかの具体的な提言を図表 4-4 のようにまとめてみた (事務に関しては紙幅の制限で省略している)。

教育は実学を重視した実践的教育が必要である。例えば、私の会計学の場合、「有価証券報告書」や「営業 (事業) 報告書」が読めて、ある程度の判断ができる教育が目指されるべきである。研究も本学の「地方自治センター」が、実際の地方自治体との協調関係で成果を上げているように、実務に役立ち、産学共同の研究が問われる。また、事務は教員の下部組織で単なる事務処理機関ではなく、教育・研究と事務は車の両輪であり、教育の一翼

図表 4-4 建学の精神と大学の行為（業務）



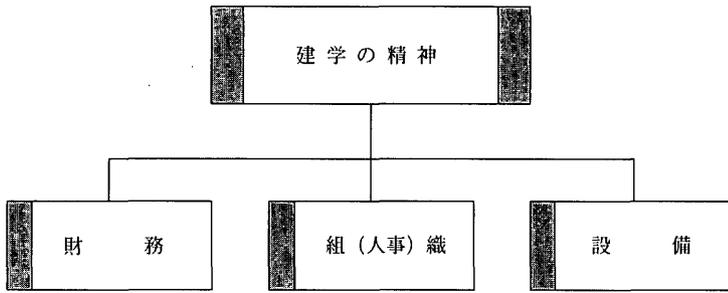
を担っている認識が必要である。大学の教員は博士課程後期終了は最低限の学歴であろうが、事務職員も修士課程終了程度の学歴が今後は是非必要である。

全学的討議のコンセンサスで新しい時代への対応が図られるべきである。

(6) 中央学院大学の構成要素の問題認識

中央学院大学の建学の精神を再認識したあと、この建学の精神から導かれる財務、組織、設備に関するいくつかの具体的な問題を図表 4-5 のようにまとめてみた。

図表 4-5 建学の精神と大学の構成要素

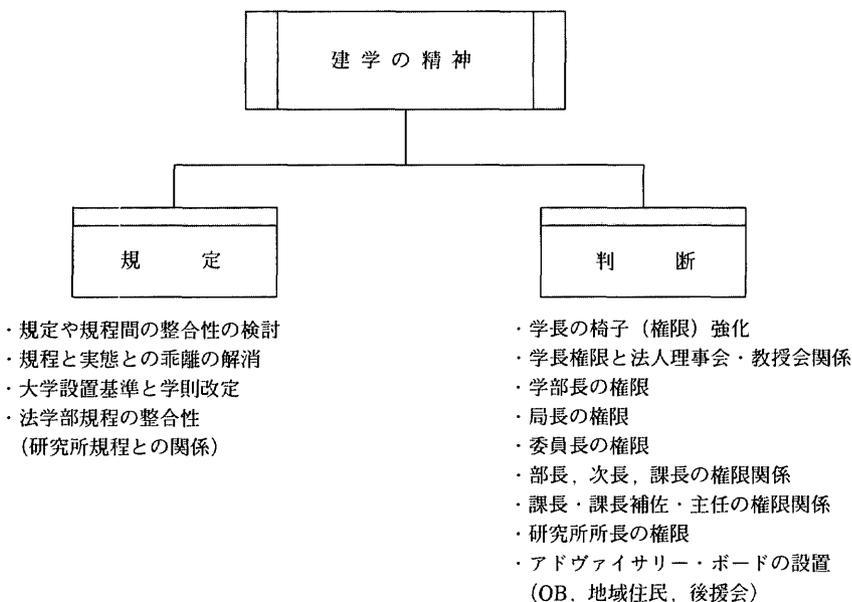


- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・臨時定員増後の財政把握 ・収入財源の多様化模索 ・支出面の行政改革と人件費 ・予算運用制度の問題点 ・冬の時代の財政の予測 ・設備投資の適正性 ・法人全体の視点からの財政 ・退職金保証・年金制度 ・別途関連収益性法人設立 ・教職員の能力給、年俸制導入
(生産制原理と給与体系) ・授業料の決め方とその運用の
かわりあい | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の風通しの良い組織 ・学長・理事会・評議委員会 ・学部教授会・部課長会議 ・全学・学部委員会・部会 ・学部長会議・学長室 ・学生サービス課の運用 ・人事の年齢構成や適材適所の
全体的な将来の要員計画 ・若手研究員・教員育成 ・OB会/後援会/学生組織 ・法人内組織間の関係 ・定年制問題(役職定年含む) ・自己申告制人事 ・役職不足と機能的人事 ・新人研修・自己啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想を検討する組織 ・キャンパスリメイク
教育機材や教室環境
玄関・トイレ・食堂
ラウンジ・購買部
図書館・駐車場、他 ・全体的美観やデザイン
特に1・2・3号館 ・全体のイメージアップ戦術
(交流・くつろぎ場) ・福利厚生設備 ・UI創造グッズ等 ・国際交流センターやドミトリー ・運動・文化等の設備充実 |
|--|---|---|

(7) 中央学院大学の判断基準の問題認識

大学の生死を決める一つの重要な要因は、トップの判断である。その際、大切なことは当為判断である。当為判断は、認識判断と価値判断から導かれるものであるが、現状を認識し、将来を見据えた、公正な判断のレベルを意味することを忘れてはならない。中央学院大学の規定や権限関係の問題点を図表 4-6 のように示してみた。

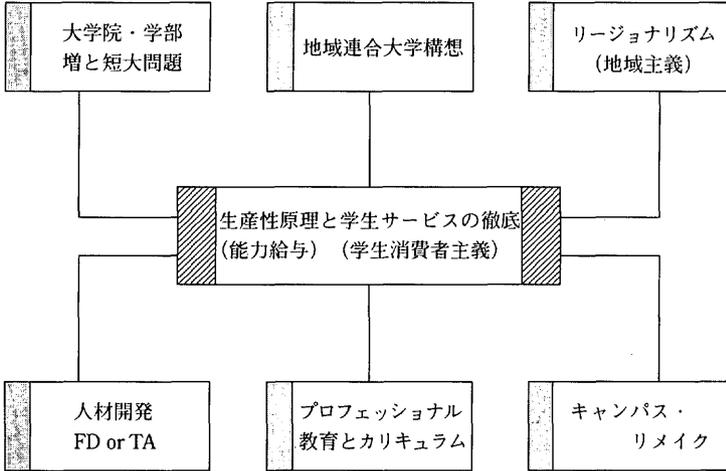
図表 4-6 建学の精神と規定・判断



(8) 中央学院大学の未来への挑戦

21st の中央学院大学の構想を図表 4-7 のように示してみた。紙幅の関係で逐次説明できないことが残念であるが、新しい使命に向かい、前進する大学でなければならない。目指すは、全国区の大学ではなく地方区の大学、百

図表 4-7 建学の精神と 21st の中央学院大学



貨店でなく専門店，広範にして漠然とした人間教育でなく，ビジネス，ローの専門プロフェッションの倫理教育の充実，マスプロ教育でない少数教育主義であり，教職員他全ての人々がこのプロフェッションとしての契約責務を果たし，適正な能力給と能力昇進（降格）の制度がこの建学の精神を背後から支えなければならない。高度成長期時代のベビーブームや団塊の2世を収容するための大衆化された新設大学の社会的使命は終焉を迎え，新たな本⁽¹⁶⁾当の挑戦が今，始まろうとしている。

〔注〕

- (1) このモデルは「CJモデル」といい，会計哲学者の青柳文司教授の学説に含まれている。青柳文司教授によれば，C (convention), J (judgement) で会計モデルの立体的解釈を可能にした。この会計モデルを参考に私自身が大学モデルに書き換えたものが，「大学の構造的認識」（図表 4-2）である（青柳文司著『会計・情報・管理』（中央経済社），昭和 54 年，105 頁）。
- (2) 青柳文司著『会計学への道』（同文館），昭和 51 年，36-42頁。
- (3) 設立時の関係者の証言によれば，当初，中央学院大学は，証券会社との連携

で証券大学構想があつたという。これが、実現すれば、正に「産学共同」であったが、当時の証券不況のなかで計画が頓挫したという（中央学院大学十年史編纂委員会『発展への序章』（中央学院大学），昭和 51 年，28 頁，33，34 頁）。

- (4) 辛うじて設立時の「証券」コースや「金融」コースの設置に「産学共同」の残影を見ることができるかもしれないが、このコースと「産学共同」とは無縁である。
- (5) 資料提供，中央学院大学「総務課」。
- (6) 大学設立時には、少なくとも在校生に対して、現在の建学の精神は案内されていないという事実は、私の体験以外に4年間の集大成の学生生活の記録の卒業証書にも表れている（中央学院大学図書館所蔵）。卒業証書の巻頭の言葉は次の通りである
- ・昭和 45（1970）年 第一回／卒業生「卒業記念」湯村栄一学長「則天去私」
 - ・昭和 46（1971）年 第二回／卒業生「卒業記念」湯村栄一学長「心 潔」
 - ・昭和 47（1972）年 第三回／卒業生「卒業記念」石本三郎学長「尚 志」
 - ・昭和 48（1973）年 第四回／卒業生「卒業記念」石本三郎学長「則天去私」
 - ・昭和 49（1974）年 第五回／卒業生「卒業記念」石本三郎学長「飛 躍」
 - ・昭和 50（1975）年 第六回／卒業生「卒業記念」石本三郎学長「独立自主」
 - ・昭和 51（1976）年 第七回／卒業生「卒業記念」石本三郎学長「圓 融」
 - ・昭和 52（1977）年 第八回／卒業生「卒業記念」石本三郎学長「圓 融」
- そして、昭和 54（1978）年の「卒業記念」に、当時、1号館玄関に飾られていた「宿命に生まれ・運命に挑み・使命に燃ゆ」の言葉が登場し、何年も続く。当時の学生のなかには、私も含めてこの文章が本学の建学の精神と信じていた学生が多かった。つまり、中央学院大学の「卒業記念」のアルバムには現在の建学の精神「公正な倫理観と社会観の確立」の記載は一度もないと思われる。
- (7) 石本三郎元学長は中央学院大学『学報』第 3 号（昭和 49 年 4 月 5 日）から、4 号（昭和 49 年 6 月 15 日）、第 5 号（昭和 49 年 9 月 19 日）、第 6 号（昭和 50 年 1 月 10 日）の 4 回に渡り、「建学の精神」と題する論説をを載せられている。
- (8) 例えば、1996 年度（平成 8 年度）『学生要覧』、『シラバス』の巻頭記載。
- (9) 中央学院大学十年史編纂委員会、前掲書では、建学の精神（産学共同）と教育の理念を明確に区別しているが（29 頁，45 頁）、中央学院大学 20 周年記念事業年史部会編『新たな創造に向けて』（中央学院大学），昭和 61 年，18 頁では、建学の精神イコール公正な倫理観と社会観の確立、という教育の理念になっており、建学の精神と教育理念の混在現象が見られる。

- (10) 山崎誠史稿「第1章 高楠教義解説」, 山崎誠史他共著『高楠教義論考』(つくばね舎), 昭和63年, 3-66頁.
- (11) 石本三郎先生古希記念論文集「愛と信頼」編集委員会編『愛と信頼』(丸善プラネット), 1992年, 献呈の辞, 2頁.
- (12) 山崎誠史著『経済言論教義』(つくばね舎), 昭和62年, 序文, 第I編, 第III編, 等.
- (13) プラグマティズム (pragmatism) の思想の下では, 観念と実在が一致することが強調される (W. ジェイムズ著, 柘田啓三郎訳『プラグマティズム』(岩波書店), 1907年, 107頁). わが国の商業・法律の教育では, 観念を重視し, 実学を軽視する風潮がある.
- (14) 椎名市郎, Frederic M. Stiner, Jr., M. Susan Stiner 著『現代アメリカ アカウンティング・プロフェッション』(第一書林), 平成3年, 及び下記の拙稿の一連の論文(一部共著あり)等を参照されたい.
- “The Accounting Profession in America 1. American Accounting Education” (中央学院大学『商経論叢』第3巻第1号, 1988年9月).
 - 「現代アメリカ アカウンティング・プロフェッション (前編)」—研究ノート— (中央学院大学『商経論叢』第5巻第1号, 1990年9月).
 - “The Accounting Profession in America 4. The Structure of American Professional Accounting” (中央学院大学『商経論叢』第4巻第1号, 1989年9月).
 - 「現代アメリカ アカウンティング・プロフェッション (後編)」—研究ノート— (中央学院大学『商経論叢』第5巻第2号, 1991年3月).
 - “The Accounting Profession in America 3. American Federal Tax Education and Tax Practice” (中央学院大学『商経論叢』第4巻第1号, 1989年9月).
 - 「現代アメリカ タックス・プロフェッション」(中央学院大学総合科学研究所『現代の諸問題とその分析Ⅲ』研究年報第3号, 1990年9月).
 - “The Accounting Profession in America 4. Philosophy of Accounting Education” (中央学院大学『商経論叢』第4巻第1号, 1989年9月).
 - 「アメリカ会計教育のフィロソフィー」(中央学院大学比較文化研究所『紀要』第5号, 1991年3月).
 - 「現代アメリカ会計教育論」(中央学院大学総合科学研究所『現代の諸問題とその分析Ⅱ』, 研究年報第2号, 1989年9月).
 - “Accounting Education in Japan” (アメリカ会計学会全米大会研究発表論文, 1989年8月, ホノルル, アメリカ合衆国).

- (15) プロゼミナール 15 年史編集会『プロゼミナール 15 年教育史録』（秀英社）、昭和 57 年、プロゼミナール研究会『プロゼミナール教育の軌跡と提言』（中央学院大学総合科学研究所）、昭和 59 年、合宿 10 回史研究会編『新入生 3000 人の声』（第一書林）、昭和 62 年、他。
- (16) 本章は、平成 6 年 8 月 8 日付で当時開催された「大学の長期計画を考える協議会」のメンバーの一員として私が意見書を提出したものを修正、加筆したものである。なお、本協議会の活動報告書は平成 8 年 3 月に中央学院大学企画調整室より公開されている。

(椎名市郎)

5. これからの大学教育の方向性——結びに代えて

(1) 不適応化した大学制度

これからの大学教育の方向性を考察する場合、現在の大学制度がいかに陳腐化・不適応化しているかから論じなければならない。かつて、共著者（椎名）は、いくつかの高等教育に関する論文でこの点を論じているが、過去の椎名論文を要約引用すると次のように問題点や方向性をまとめることができる。

1) 大学版ペレストロイカ——冬の時代

大学の時代への不適応化を端的に示しているのが大学の「冬の時代」に対する危機意識である。

大学の「冬の時代」とは、1992 年をピークに 18 歳の人口が減少し、2000 年には、定員超過率が 1.28 の場合 55,000 人の定員割れとなり、その傾向はその後も続き、大学が倒産（廃校）、併合時代を迎えることをいう。

この「冬の時代」の特徴を 3 点挙げるができる。

(1) 新設大学、無名（偏差値が低い）大学、小規模大学、財政弱体大学の

何校かは定員割れを起こし、財政難から大学が倒産（廃校）、併合されること。

(2)多くの大学では、このような対策を兼ねて従来にない大学の可能性を模索して 21 世紀に向けての大学づくりを始めていること、それは、多くの場合痛みを伴う厳しい大学関係者の意識の改革でもあること。

(3)入学試験を経ないで学生が大学に入学できる時代であること。このような学生をどのように教育すればよいのか、我々にとり全く未経験の時代を迎えること。

大学の「冬の時代」の対策は、歴史のある偏差値の高い、いわゆる有名大学で真剣に検討され、本学のように新設大学で偏差値も中程で、小規模大学では過去にまともにその対策さえ話し合われていないという逆転現象が起きている。

大学の「冬の時代」の問題は本校が廃校に追いやられる、という近視眼的見方ではなく、これを起爆剤にして本学が底辺の大学からいかに脱出し、その存在意義を問うかの真剣な検討と実行の時代と考えなければならない。そのためには、このような議論に一人でも多くの教員や職員の知恵と協力を求めることができるか、正に行政管理者のリーダーシップが問われている。その問題点の中心は時代に不適応化した大学の制度や大学関係者の意識なのである。

大学も、社会制度であるかぎり、その効率性や能率性等の生産性を考えて行動する時代が到来した。生産性といえば、私的営利企業専門のポリシーで教育には馴染まない雰囲気は日本には強いが、このポリシーこそこれからの冬の時代の指針となる。大学の財源である授業料収入（寄付金を含む）と国家補助金は、どちらも減少傾向にある。授業料収入は受験者数・入学者数の減少で当然現在をピークに減額傾向になるし、国家補助金は最近減少の一途をたどっている。文務省大学審議会の答申書（平成3年）においても、今後の大学運営は国家文部省主導型から各大学自主運営の方

向を明確に示し、財政的にも自主運営の道を促進しようとしている。

このようななかで、本学のような小規模新設大学では、他の大学よりいち早く減量経営時代が到来すると思われる。減量経営時代には、正に次のような生産性が要請される。

- (1)固定費のうち、人件費が抑制されること。抑制方法には当然、各自の業績に応じた能力個別給与制が導入されよう。
- (2)専任教員の減少・頭打ち傾向が起り、非常勤講師での対応が目立つ。非常勤講師も従来の大学教員でなく民間社会人が登用され、実戦型講義が展開される。
- (3)遺産や企業の寄付による講座の開講や研究費を外から調達する、いわゆる大学の財源獲得生産性が重要視される。
- (4)生産性の柱となる「評価制度」が組織全体を動かすことになる。
- (5)潜在学生獲得（需要喚起）、実戦教育（品質管理）、高度通信出前教育・夜間日曜講座（市場開拓）、人的資源の再開発（労務管理）、予算管理重視（財務管理）、これらを総合した戦術（TOPの管理能力）という企業管理が要請される。

2) 教員王様主義から学生王様主義へ——学生消費者主義の到来

日本の大学では、大学の自治とか学問の自由の概念が教員の身分保証や権利に重きが置かれ、教育の充実とか学生に重きを置いた制度が十分ではなかった。学生が教員の授業を批判し改善要求することなど、学生紛争時代を除き日本では有り得ないことである。「教員が研究教育する大学」から「学生のための大学」への価値転換が計られることになる。

学生こそ大学の中心である、とする1980年代のアメリカに流れた「学生消費者主義」思想は、大学の学生が入学を求める哀願者から、大学側から丁重に迎えられるお客様へと立場が逆転し、学生を支配・管理した教授団の主導権の衰退を意味していた。学生は大学生き残りの重要な財源であ

り、大事なお客様とみなされるようになった。⁽²⁾

学生消費者主義=学生サービスポリシーのもとでは、次のようなことが予想される。

(1)教師も学生を評価するが、学生も教師を評価し、授業の仕方の悪い教員や授業内容の乏しい教員は厳しい査定（給与・昇格査定条件等）を受ける。

(2)学生に人気のない科目は常に再検討され、カリキュラムの弾力的運用が要請される。

(3)講義内容は従来の原理・原則の無味乾燥なものから、ケーススタディの実戦型の授業が要求される。

(4)学外授業（専修学校等）での単位認定や他大学との単位互換制度、情報通信を利用して自宅や企業での学習、夜間・週末教育等、学生の教育機会の多目的化が計られ、学生層の拡大化が実現される。

(5)学生は偏差値でなく、各大学の教育サービス内容を吟味して（奨学金や設備も含む）、教育をあたかも商品を購入する感覚で決定する。

(6)学生層の拡大化は、就職・卒業後のケアも重要視される。

以上の点は、まさに日本の大学改革の今後をさぐる意味で重要であり、不適応化した大学や大学人への警告を示している。

(2) これからの大学教育の基本問題

教育の基本問題を考察する場合、最低でも次の3つの視点が重要である。

(1)教員の質、つまり教員の要件、(2)カリキュラム、(3)学生の意識やニーズ、である。もちろん、これ以外に大学の設備や環境、自己点検・自己評価や外部審査機構の問題、理事会と教授会の機関の問題や職員機構の問題、それに付随する学長・学部長権限の問題、大学の地域社会の役割と生涯教育の問題、教職員能力給・昇進制度の問題、学生の満足度やサービスの問題、経営戦略と財務の問題、入学（入口）と就職（出口）の問題、等、数々の検討課題がある。このうち、多くの点については共著者（椎名）が既に論じている

⁽³⁾のでここでは上記の3点につき、アメリカと比較して簡単に問題点を指摘しておきたい。

(1)教員の質の問題は、教育の50%以上をしめる問題であることは疑いのないことである。学生は教員の鏡といっても過言ではない。学生が無気力なのは、教員がそうだからであるし、学生が本業の勉学をさておいてアルバイトに精をだすのも、教員がそうだからであろう。教育の多くの部分は、教員の質によって決定される。「教育」は、教え育てるという二つの基本的な要素を有している。どちらかと言えば、日本の大学の教員は原理や原則、歴史哲学を基本にした「教える」教育に重きを置き、アメリカの教員はその原理・原則が実際の社会でどのように機能しているかに重点を置いた「育てる」教育をしているように思える。思想的には日本の儒教的思想とアメリカのプラグマティズムの背景があると思われるが、この点に関しては、教員の要件にも決定的な差があるように思える。例えば、アメリカの経営・会計関係の高等教育機関の社会的信頼性を保証している外部審査機関である AACSB (American Assembly of Collegiate Schools of Business) での専任教員の要件は、博士号取得者プラス CPA (公認会計士) か CMA (公認経営管理士) 等の職業専門家のライセンスが必要である。CPA であっても、修士号どまりでは専任教員にはなれない。そこでは、教育者の要件としての理念 (Ph. D) と実務 (CPA, CMA 等) の融合が保証されている点に着目する必要がある。このように日本では信じられない厳しい要件を有した専任教員が、学部や学科に75%以上いて大学が運営されている。一方、日本では、教員の採用に関し、博士課程後期終了者が望ましいとはされているが、博士号や専門職業ライセンスまでは要求されていない。もちろん、Ph. D. が日本でいう「課程博士号」で、日本における研究完成者としての博士号とは性格が異なることや、大学院への門戸も日本と比較にならないほど開放されていること、CPA (公認会計士) の試験も科目合格制で日本と比べて取得しやすいこと等、アメリカの制度を一概に日本と

比較することは出来ないが、理論と実務の双方を兼ね併せた教員資格というその精神は学ぶべきものがある。今、日本では契約教員として実務家を招聘して講義をするケースも増えている。このこと一つ取り上げても、日本の専任教員資格への重大な警告を鳴らしているものといえよう。

(2)カリキュラムの問題は、一般教育科目と専門科目の配分比率がまず重要である。アメリカの AACSB によれば、卒業単位数の 40% は一般教育科目から、15~25% をコアとなる科目、例えば会計系列科目や経営系列科目から、25% をその周辺関連専門科目から履修することを勧めている。この理念の背景には、大学教育を専門教育よりまず、人格の完成に置いていることがわかる。また、専門教育でも幅広い関連領域の学習を勧め、次いで本当のコアとなる専門領域の学習があてられている。ただし、一般教育科目も国語、数学、行動科学や人間関係論に重きが置かれ、教育目標が明確化されている。すなわち、文章の読み書きがまずできて、合理的な判断のもとで他人との人間関係がうまくつくれる人格者の養成である。一般的に日本の一般教育科目は、ただ科目の羅列はあるが、学生に教育目標を明確にする重点科目の系列明示がなされていない。換言すれば、単に羅列されている一般教育科目を履修すれば、結果として人格が完成されるかのような曖昧なカリキュラムとなっている。加えて、必修科目を排除して学生の自由意思で単位取得をさせる大学の増加は、大学が責任を放棄し、学生に教育責任を無責任に転化しているとも映る。しかも、その内容は高校の受験レベルを越えない退屈な授業であることは多くの学生意識調査でも判明している。日本の大学改革は教養と専門の枠を取り払い、相互乗り入れをした形になっているが、その制度の意図するところは理解できるものの、かえって、一層、両者の関係が不明確となり、混乱している状況にあると思われる。AACSB のカリキュラムの三区分別はその意味で参考となる。なお、授業の効率化を高める Semester 制や 3 つの授業時間帯、集中セッション、学部 5 年制 (150 hour requirement) などの議論はここでは

省略する。

(3)学生の意識やニーズの問題でも日米では大きな開きがあるように思える。例えば、アメリカで会計学を専攻した学生の就職先は次の4つが代表的なものである。①公認会計士事務所、②産業界での会計業務、③会計関係の教職、④公務員の会計業務、である。このことは、基本的にアメリカの学生は自分が専攻した会計学の勉強と卒業後の進路をなるべく一致させるよう努力する専門型学生といえる。これに対し、日本の学生は、大学や学部はまず、入学できるという選択肢で決められ、次いで、この選択肢の範囲内で漠然とした好み（商業高校出身とか）で例えば会計学を専攻するのが一般的であろう。そして在学中、公認会計士や税理士を目指して4年間学習する学生は全体の何パーセントいるであろうか。多くの学生意識調査が語るように、医学部や理工学部等を除き、今日、大学に進学する学生の受験動機や入学後の学習計画は、専門より幅広い教養を求めている。本学が過去、10年以上新生を対象にした入学目的に関するアンケート調査でも約80%の学生が明確な将来ビジョンをもたず、一般教養的知識を求めたり、漠然と入学してきている学生（不本意就学者）で占められている。このような学生に⁽⁴⁾いかに動機づけをして、就学意欲をもたせ、人生のなかで重要な部分を占める大学生活を実りあるものにするかが、まさに、大学が抱える最大の教育課題である。日本の学生の多くが、自由な4年間の学生生活とアルバイトと遊びに貴重な時間を費やすために入学したとしたら、未来の日本は暗雲が漂うことになる。もちろん勉強ばかりに大学の価値があるものではないが、遊学のバランスが問題である。ただ、バブル経済破壊後の昨今の就職難は、学生一人ひとりにこの問題を提起している。バブル破壊は企業人に目を覚まさせ、企業の活性化に目を向けさせたと同時に、学生にも、大学生活や勉学の意義について考え直させている。大学改革が、単にカリキュラムや単位数を操作するだけの学生不在の形式的なものに終わるのか、それとも、このような学生の意識改革まです

すめるのか、日本の大学教育は、今、正念場を迎えている。

〔注〕

- (1) 椎名市郎稿「Teaching Effectiveness (1)(2)(3)」, 中央学院大学総合科学研究所『紀要』第7巻1号(1989年10月), 第7巻2号(1990年3月), 第8巻第1号(1990年10月)。椎名市郎稿「第3章『プロゼミナール15年教育史録』の研究」, プロゼミナール研究会『プロゼミナール教育の軌跡と提言』(中央学院大学総合科学研究所刊)所収, 昭和59年3月。椎名市郎稿「現代アメリカ会計教育論」, 中央学院大学総合科学研究所編『現代の諸問題とその分析Ⅱ』(研究年報No.2), 1989年, 9月所収。椎名市郎稿「第Ⅱ章 現代学生気質と不本意就学者」, 中央学院大学総合科学研究所『紀要』第8巻第2号, 平成3年3月。本節は特に, 最後の論文を主に引用している。
- (2) 喜多村和著『大学淘汰の時代』(中央公論社), 1990年, 75頁。
- (3) F. M. Stiner, Jr., M. Susan Stiner, 椎名市郎著『現代アメリカ アカウンティング・プロフェッション』(中央学院大学総合科学研究所刊), 平成3年, 他論文参照。
- (4) 椎名市郎稿「新入生の意識調査からみた合宿の意義と問題点」, 合宿10回史研究会編『新入生3000人の声』(中央学院大学総合科学研究所刊), 昭和62年所収。

(椎名市郎)